

四條畷市特別職報酬等審議会 第1回 審議概要

1. 日時 令和5年12月6日14時58分から16時23分
2. 場所 四條畷市役所 本館3階 委員会室
3. 出席者
出席委員：桑野委員、金谷委員、上村委員、平山委員、角田委員、青柳委員
欠席委員：なし
東市長
西口理事兼総務部長、浅倉総務部次長兼総務課長、溝口人事課長、事務担当田中
4. 議題
議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について
5. 議事要旨
 - (1) 委員の互選により、桑野委員が四條畷市特別職報酬等審議会会長に選任され、会長により金谷委員が会長職務代理者に指名された。
 - (2) 市長から四條畷市特別職報酬等審議会会長に「議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」諮問した。
市長：前回の審議会は約3年前に開催いただいた。その際は四半世紀ぶりの開催となり、今後は定期的に審議会を開いて報酬等を見つめていくのが良いとの答申をいただいた。今回は、市議会議長から議員報酬及び政務活動費についても改めて審議に加えていただきたいという申し出があった。三役の特別職に加え、市議会議員の報酬及び政務活動費についても適正かどうか議論いただきたい。
 - (3) 人事課長からスケジュールの確認及び答申時期を踏まえた改正条例案を令和6年2月定例会市議会に間に合わせたい旨を説明。本日は1回目の会議で市長、副市長及び教育長の給料の額から審議を行う。
 - (4) 市長、副市長及び教育長の給料の額について審議。
 - ア 事務局から資料を基に説明
 - ・特別職給与の状況、本市一般行政職の平均給料月額の変遷、人事院勧告の実施状況、消費者物価指数の推移、大阪府内の市の財政状況、大阪府内類似団体における特別職給料について、近畿圏内類似団体における特別職給料について、全国類似団体における特別職給料についてなどを説明。
 - ・令和2年度に開催した特別職報酬等審議会の答申内容について説明。
市長、副市長及び教育長の給料の額について審議し、この三役の役割や仕事内容は同規模の団体とほぼ同じであるという考えから、近畿圏内の類似団体の平均値を算出し、さらに職員の給与水準も反映させるべきという意見から、当該類似団体のラスパイレス指数と本市のラス

パイレス指数の割合を加味し算出することとした。算出した結果、三役とも減額という答申となった旨説明。

イ 委員意見等

- ・ 3年前の審議会にも出席し、説明のとおり結論を出したが、3年前と今とそんなに変わっていないと思うので、現状のままでいいのではないかと思う。
- ・ 私も3年前の審議会に出席したが、その時は長期間にわたり見直しをされることなく、独自の給料カットという形で実施されていたため、これを機にカットせずに適正な金額を決めていくという方向で、説明のあった試算方法により今の金額に決まったと認識している。それから3年が経過し、コロナとかいろいろあって物価変動もしたがこのままの状態の様子を見てはいかがかと思う。
- ・ 近畿圏内の類似団体とラスパイレス指数により、再度精査する方向でいいのではないかと思う。
- ・ 前回の審議会できちんとした形で決められていると感じた。今回も他の団体と比較して大きく高い低いというわけではないので、同じ方法で検討してもいいのではないかと思う。
- ・ 3年前に参加させていただいたが、感覚として3年前と物価等変わってないという気はするが本当に変わってないのか。また、他の自治体の特別職給料の額は変更されていないのか確認が必要である。

事務局：物価については、近畿地方の消費者物価指数を見ると令和2年から直近の令和4年で2%の上昇が見られる。また、他の自治体の特別職給料の変更については正確には把握できていないが、最新のデータを用いて前回の試算方法と同様の方法で試算させていただくと、市長は88万4396円、副市長は74万3946円、教育長は65万8463円となり、現行の額である88万円、74万円、66万円と比較してもその差は1万円にも満たない状態である。

- ・ 改めて現在の数値で試算を行ったところ前回とほぼ同じになったとのことだが、その他の要素として、その間に不祥事や財政上問題が生じていなかったか確認したい。

事務局：その間の不祥事といえば、令和2年度に発覚した元学校給食センター所長による業務上横領及び収賄、地方公務員法違反の事件があったが、実際の不祥事についてはそれ以前のものである。その際には市長及び教育長が責任を取る形で自ら給与カットを実施した。また、財政上の問題は特になかったと認識している。

- ・ そういうことであれば、特段変更するという事にはならないのかと思うが、議論を進めていきたい。
- ・ 前回の審議会では、20年以上も審議会が開かれてこなかったため、できる限り短期間で開催することとしたので、その間に具体的な変化

がなく、不祥事や財政上著しく逼迫したわけではないので、このままでいいのではないかと思う。

ウ 結論

市長、副市長及び教育長の給料の額については、現行通りの額で変更なしとする。

(5) その他

事務局から

- ・ 次回の審議会は12月22日午前10時から開催とする。
- ・ 議員報酬、政務活動費について審議する。

審議に当たり議員活動、議会活動について理解を深めるため、議会事務局の出席要請及び議員の仕事について説明員を招致する。

日程調整は、事務局で後日行う。